

**令和８年度**

**スポーツ産業の成長促進事業**

**「テクノロジー等を活用した地方創生・スポーツ収益拡大事業」**

**（スポーツ界におけるビジネス人材活用実態等調査事業）**

**仕 様 書**

**令和８年８月２８日**

**スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付**

## 1 委託事業名

令和8年度スポーツ産業の成長促進事業「テクノロジー等を活用した地方創生・スポーツ収益拡大事業」（スポーツ界におけるビジネス人材活用実態等調査事業）

## 2 事業の目的

テクノロジーの進化により、様々なエンターテインメントが台頭してきており、スポーツ観戦の機会が減少している。スポーツにおける顧客体験価値の向上、スポーツを起点とした地方創生等により、スポーツの収益拡大や、スポーツ関係人口拡大を図ることで、スポーツ産業の裾野を広げ、成長産業化を推し進めることが求められる。

スポーツ団体が収益性の向上や事業運営の高度化を図る上では、民間企業等外部のビジネス人材の活用が有効な手段の一つとなり得る。ごく一部のクラブでは、金融、ITなどのビジネス系人材を受け入れ、経営、マーケティング、事業企画等に参画させ、収益を拡大しているが、多くのクラブでは、収益上の課題分析や必要な人材・リソースの整理が十分に行われていない状況がみられる。

スポーツ団体の収益性向上、さらにはスポーツの成長産業化を推し進めるために、今後は、さらなるスポーツ団体における事業運営の高度化や収益力向上、地域課題解決等を担う多様なビジネス人材の獲得・育成が重要となってくる。

しかし、スポーツ界においては外部のビジネス人材の活用実態や人材ニーズ、求められるスキル・能力要件等が十分に整理されておらず、人材獲得・育成に向けた課題が存在している。

このため、本事業を通じて、国内スポーツ団体におけるビジネス人材の活用可能性、及び民間企業におけるスポーツ団体との連携や人材交流等の実態やニーズを把握するとともに、スポーツ団体の事業運営や経営等を担う人材に求められるスキル・要件を整理・分析する。また、スポーツ団体以外の産業における人材交流の実態や先進的な取組事例を調査・分析し、スポーツ団体への展開可能性や有効な支援方策について検討を行う。その結果を踏まえ、人材獲得・育成の促進に向けた課題や方向性を整理し、今後の政策検討に必要な現状分析及び課題整理を行う。

## 3 委託契約期間

委託契約締結日 ～ 令和9年3月24日（水）

## 4 成果物

本調達における成果物は以下のとおりとする。成果物は電子ファイル形式で授受するものとし、原則、文部科学省が指定するBoxを経由して行うこととする。

なお、何らかの事情でこの方法が不可能となった場合は、受け渡し方法について別途協議し決定するものとする。

1) 委託事業完了報告書

2) 成果報告書（概要版、詳細版）

### 3) 定例会及び各種会議の打合せ要旨

※読み手に配慮し成果を分かりやすく取りまとめること。

※形式や内容について双方協議の上作成を行うため、納入期限の1月前には素案を作成し、協議を開始すること。

## 5 納入期限

1) ～ 2) 令和9年3月24日(水)

3) 各定例会及び各種会議終了後5労働日以内

## 6 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省スポーツ庁 参事官(民間スポーツ担当) 付

## 7 委託事業の内容

- (1) 国内のスポーツ団体における人材活用及び民間企業におけるスポーツ団体との連携・人材交流(出向・副業等)等の実態調査

国内プロスポーツリーグ・クラブ等、及び民間企業を対象として、ビジネス界からスポーツ団体への出向・副業等による人材交流・活用に関する実態調査を実施する。その際、以下の観点を念頭に実施すること。

### 【スポーツ団体】

- ・ 外部ビジネス人材活用の実態
- ・ 外部ビジネス人材の受け入れに対する意向及び課題
- ・ 外部ビジネス人材に求める人材像、専門性及び担当業務等
- ・ 外部ビジネス人材の受け入れ体制及び育成・評価等の状況
- ・ 外部ビジネス人材活用の実績・成果
- ・ 今後必要と考える人材・スキル
- ・ 人材受け入れにより企業側に提供できる価値及び効果(当該人材個人及び組織に対する価値・効果を含む)

### 【民間企業】

- ・ 出向・越境学習等の人材育成の方針
- ・ スポーツ団体との連携状況及び連携ニーズ
- ・ 人材交流を実施する目的・期待効果
- ・ 人材交流を実施する上での課題・条件等

調査に当たっては、スポーツ団体及び民間企業を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、詳細な実態を把握するためのヒアリング調査を実施すること。

アンケート調査の対象数は、スポーツ団体について10リーグ以上及び100チー

ム以上、民間企業について１０００社以上とする。なお、アンケート調査の実施に当たっては、対象者への周知方法や依頼方法の工夫、適切なフォローアップの実施など、回答率の向上に資する取組を行うこと。また、ヒアリング調査の対象数は、スポーツ団体について５リーグ以上及び２０チーム以上、民間企業について３０社以上とする。

民間企業の調査に当たっては、例えば経済団体、業界団体等のネットワークを活用するなど効果的な手法を検討の上、実施すること。

調査手法、調査項目及び調査の観点については、スポーツ庁と協議の上、必要に応じて追加・修正するなど、効果的な成果につながる調査を実施すること。調査対象となる、スポーツ団体、民間企業については、スポーツ庁との協議を踏まえ、最終的に決定する。

## （２）スポーツ団体の事業運営及び経営等を担う人材に求められるスキル・能力要件並びに実態等の整理・分析

スポーツ団体の事業運営・経営等において求められる人材スキルや能力要件について、国内外の先進事例や有識者ヒアリング等も踏まえながら分析を行う。その際、以下の観点を念頭に実施すること。

- ・ スポーツ団体の事業運営や経営等で求められる職種・役割の整理
- ・ 職種・役割ごとに求められるスキル・能力要件の整理及び現状とのギャップ分析
- ・ マーケティング、営業、経営企画、DX等の専門スキルの整理
- ・ 共通的に求められる基礎能力等の整理
- ・ 地域連携、競技特性等のスポーツ分野特有のスキル・知見等の整理
- ・ 他産業との比較分析及び今後の人材ニーズの傾向分析

調査・分析にあたっては、競技特性、地域特性等ごとの整理も念頭に置きながら実施すること。分析内容・方法については、スポーツ庁と協議の上、決定する。

## （３）スポーツ団体以外の産業における人材交流の実態調査及びスポーツ団体への展開可能性の分析等

スポーツ団体におけるビジネス人材獲得・育成及び経営力向上に資する方策を検討するため、スポーツ団体以外の産業における人材交流の実態について５事例以上調査・分析を行う。またその調査結果を整理し、スポーツ団体への展開可能性について検討を行うこと。

調査・分析に当たっては、民間企業（大企業、ベンチャー等）、地方公共団体等における人材交流（出向・副業等）の先進的な取組事例を広く収集し、スポーツ団体への応用可能性の観点から整理を行うこと。また、人材交流の取組について、実施体制、マッチングプロセス、フォローアップ支援等の観点からも整理し、スポー

ツ団体における同様の取組を実施する場合の課題及び必要な支援機能、推進方法等について分析を行うこと。

調査対象、分析内容及び方法については、スポーツ庁と協議の上、決定する。

#### (4) 有識者検討会の実施

(1) (2) (3) の実施にあたり、調査・分析の妥当性及び成果の質を高める観点から、有識者による検討会を実施する。検討会は、7人以上の有識者を選定し、3回以上開催するものとする。

有識者については、スポーツ団体における人材活用及び民間企業におけるスポーツ団体との連携・人材交流等の実態に知見を有し、効果的な助言及び議論が可能な人物を選定する。

また、提案段階において、想定する有識者及び応札者との関係性を記載すること。

なお、有識者の選定、具体的な人数及び開催回数、開催方法等については、最終的にスポーツ庁と協議の上、決定する。

#### (5) 定例会の開催

原則1週間に1回、定例の打ち合わせを行う。毎回の打合せ時には、打合せの効率性を高めるため、議論するアジェンダを用意し、資料を事前に共有すること。議論した内容について打合せ要旨を作成し、スポーツ庁に提出すること。

### 8 事業規模

事業規模は19,892千円(税込)を上限とする。

### 9 応札者に求められる要件

#### (1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は、必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「\*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価は別添の総合評価基準に基づくものとする。

#### (2) 要求要件の詳細

## 1 業務の実施方針

### 1-1 業務内容の妥当性、独創性

- \* 1-1-1 仕様書記載の業務内容について全て提案されていること。  
〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕
- \* 1-1-2 偏った業務内容となっていないこと。

### 1-2 事業実施方法の妥当性、独創性

- \* 1-2-1 事業の実施方法が妥当であること。〔方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕
- \* 1-2-2 事業の実施方法が明確であること。

### 1-3 事業計画の妥当性、効率性

- \* 1-3-1 事業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔事業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

## 2 組織の経験・能力

### 2-1 組織の類似事業の経験

- 2-1-1 過去に類似の事業<sup>1</sup>を実施した実績があること。〔実績があれば類似事業の実績内容により加点する。なお、実績の有無及び内容を確認するため、事業の名称、実施時期、予算規模、事業内容の概要を提案書に明記すること。〕

### 2-2 組織の事業実施能力

- \* 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 スポーツ産業や団体等、企業等における事業創出・拡大等に関する幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力<sup>2</sup>を有していればその内容に応じて加点する。
- \* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

### 2-3 業務に当たってのバックアップ体制

- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。

<sup>1</sup> 「過去に類似の事業を実施した実績」とは、過去にスポーツ団体の経営・組織運営、外部人材活用、人材育成、人材交流等に関する支援事業、調査研究等の実績を想定する。特に、出向や副業等による外部人材活用に関する実績を重視する。

<sup>2</sup> 「幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力」とは、スポーツ団体及び民間企業における人材活用、人材育成、人材交流等に関する知識・知見、スポーツ業界やその他多様な産業界のネットワークを有することを想定する。

### 3 業務従事予定者の経験・能力

#### 3-1 業務従事予定者の類似事業の経験

- 3-1-1 業務従事予定者が過去に類似の事業<sup>3</sup>を実施した実績があること。〔実績があれば類似事業の実績内容により加点する。なお、実績の有無及び内容を確認するため、事業の名称、実施時期、予算規模、事業内容の概要を提案書に明記すること。〕

#### 3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

- \* 3-2-1 事業内容に関する知識・知見<sup>4</sup>を有していること。  
3-2-2 事業内容に関する人的ネットワーク<sup>5</sup>を有していれば加点する。

### 4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

#### 4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、又は一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。（ユースエール認定）

○ スポーツエールカンパニー認定（スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づくスポーツエールカンパニーの認定）を受けていること。

### 5 賃上げを実施する企業に関する指標

#### 5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応札者が選択するものとする。）

- 5-1-1 入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総

<sup>3</sup> 「過去に類似の事業を実施した実績」とは、過去にスポーツ団体の経営・組織運営、外部人材活用、人材育成、人材交流等に関する支援事業、調査研究等の実績を想定する。特に、出向や副業等による外部人材活用に関する実績を重視する。

4.5

「知識・知見」「人的ネットワーク」とは、スポーツ団体及び民間企業における人材活用、人材育成、人材交流等に関する知識・知見、スポーツ業界やその他多様な産業界のネットワークを有することを想定する。

額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

- 5-1-2 入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

## 10 検 査

受託者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

### 11 守秘義務

受託者は、本事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏えいしてはならない。また受託者は、本事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本事業以外に使用しないこと。

### 12 届出義務

受託者は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

### 13 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

スポーツ庁は、受託者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。
- ・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

加点を受けた受託者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受託者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

#### **1 4 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保**

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

#### **1 5 取引停止期間中の者への支出の禁止**

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

#### **1 6 協議事項**

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。